

資料8

荒尾市下水道事業経営戦略（フォローアップ版）（案）

団 体 名 : 荒尾市
 事 業 名 : 下水道事業
 策 定 日 : 令和5年12月
 計 画 期 間 : 平成31年度（令和元年）～令和10年度

(1) 事業概要

I 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和48年度(50年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	地方公営企業法 全部適用
処理区域内人口密度 (人/ha)	31.2(令和4年度末)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	3地区		
処理場数	3箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	【最適化】 老朽化の進む桜山浄化センターの処理機能を廃止し、汚水中継ポンプ場へ改造、大島浄化センターへ接続することにより施設の最適化を行う。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するため の計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統合を含む。)、③施設の統合(処理区の統合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<p>◎現行料金実施は、平成17年4月1日。以降消費税率改定に伴う料金改定以外はない。</p> <p>○下水道使用料体系は、経営の安定性を確保するため、月毎に10m³までの基本水量を付した累進従量制としている。</p> <p>○本制度採用の理由は、基本水量相当の最低使用料を低廉化し水洗化の促進を図り、且つ使用水量に関わらず固定的に発生する経費の一部を安定して賄うためである。</p> <p>○製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が排除する汚水の量と著しく異なる場合は、根拠のある毎月の排除汚水量を記載した申告書を提出することで、その記載が勘案された汚水の量が認定される。</p> <p>○法適用(企業会計)移行前の料金設定のため資産維持費は算定に含まれていない。</p>	<p>◎一般汚水(公衆浴場汚水以外)(税抜)</p> <table border="1"> <tr> <td>基本料金</td> <td>10m³まで</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>10m³超 20m³まで</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>/1m³</td> <td>20m³超 30m³まで</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30m³超 50m³まで</td> <td>215円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50m³超</td> <td>230円</td> </tr> </table> <p>◎公衆浴場汚水(税抜)</p> <table border="1"> <tr> <td>基本料金</td> <td>10m³まで</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>/1m³ 10m³超</td> <td>20円</td> </tr> </table>	基本料金	10m ³ まで	1,500円	超過料金	10m ³ 超 20m ³ まで	180円	/1m ³	20m ³ 超 30m ³ まで	195円		30m ³ 超 50m ³ まで	215円		50m ³ 超	230円	基本料金	10m ³ まで	1,500円	超過料金	/1m ³ 10m ³ 超	20円
基本料金	10m ³ まで	1,500円																					
超過料金	10m ³ 超 20m ³ まで	180円																					
/1m ³	20m ³ 超 30m ³ まで	195円																					
	30m ³ 超 50m ³ まで	215円																					
	50m ³ 超	230円																					
基本料金	10m ³ まで	1,500円																					
超過料金	/1m ³ 10m ³ 超	20円																					
業務用使用料体系の 概要・考え方	<p>○公衆浴場は、公衆衛生に係る重要な施設であり大量の排水を伴うものであるため、低廉な料金体系としている。</p> <p>○特別会計(法適用前)時の料金算定であるため、資産維持費は含まれていない。</p>																						
その他の使用料体系の 概要・考え方	<p>○普通家庭 ①水道水を使用:水道の使用水量とする。②井戸水のみ利用:1人1月当たり6m³と算定。③水道水と井戸水の併用:水道使用量に1人1月当たり3m³を合算。</p> <p>○普通家庭以外のもの 揚水設備、水の使用状況その他を考慮して管理者が認定。</p>																						
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	<table border="1"> <tr> <td>令和2年度</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,300円</td> </tr> </table>	令和2年度	3,300円	令和3年度	3,300円	令和4年度	3,300円	<p>実質的な使用料*3 (20m³あたり) ※過去3年度分を記載</p> <table border="1"> <tr> <td>令和2年度</td> <td>3,765円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3,774円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,774円</td> </tr> </table>	令和2年度	3,765円	令和3年度	3,774円	令和4年度	3,774円									
令和2年度	3,300円																						
令和3年度	3,300円																						
令和4年度	3,300円																						
令和2年度	3,765円																						
令和3年度	3,774円																						
令和4年度	3,774円																						

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用だけでなく業務用を含む)をいう。*2*3いずれも税抜の金額

③ 組織

職 員 数	11人																												
事業運営組織	<p>○平成26年度から、下水道事業への地方公営企業法の全部適用を開始し、上下水道事業を組織的に統合し総務課と建設課の2課体制の企業局を設立、上下水道同一事業所での業務遂行体制となった。職員によっては、上下水道の両業務に携わる配置体系としている。</p> <p>○平成28年度からは、上水道事業において包括的民間委託を開始したため局の人員は減少した。</p> <p>○現在の職員数には、企業管理者を上水道へ含めており、決算統計上で下水道数11名・上水道7名としている。</p>																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">H25.4</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">水道事業(13名 ほか臨1・嘱3)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">下水道事業(13名 ほか臨・嘱4名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">水道事業管理者⇒水道局長</td> <td style="text-align: center;">建設経済部長⇒下水道課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ┌ 総務企画係(5) └ 維持工務係(7) </td> <td style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ┌ 管理係(4) └ 建設係(4) └ 維持係(4) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H26.4 企業局 設立時</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">企業局(25名 ほか臨1・嘱2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">企業管理者⇒企業局長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ┌ 総務課長 (局長が兼務) └ 建設課長 </td> <td style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ┌ 総務係(3) └ 政策企画係(5) └ 上水道建設係(4) └ 下水道建設係(4) └ 維持管理係(7) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H28.4 包括委 託開始 から</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">企業局(18名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">企業管理者⇒企業局長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ┌ 総務課長 (局長が兼務) └ 建設課長 </td> <td style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ┌ 総務係(3) └ 政策企画係(3) └ 下水道建設係(4) └ 維持管理係(5) </td> </tr> </table>		H25.4	水道事業(13名 ほか臨1・嘱3)	下水道事業(13名 ほか臨・嘱4名)		水道事業管理者⇒水道局長	建設経済部長⇒下水道課長		<ul style="list-style-type: none"> ┌ 総務企画係(5) └ 維持工務係(7) 	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 管理係(4) └ 建設係(4) └ 維持係(4) 	H26.4 企業局 設立時	企業局(25名 ほか臨1・嘱2)			企業管理者⇒企業局長			<ul style="list-style-type: none"> ┌ 総務課長 (局長が兼務) └ 建設課長 	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 総務係(3) └ 政策企画係(5) └ 上水道建設係(4) └ 下水道建設係(4) └ 維持管理係(7) 	H28.4 包括委 託開始 から	企業局(18名)			企業管理者⇒企業局長			<ul style="list-style-type: none"> ┌ 総務課長 (局長が兼務) └ 建設課長 	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 総務係(3) └ 政策企画係(3) └ 下水道建設係(4) └ 維持管理係(5)
H25.4	水道事業(13名 ほか臨1・嘱3)	下水道事業(13名 ほか臨・嘱4名)																											
	水道事業管理者⇒水道局長	建設経済部長⇒下水道課長																											
	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 総務企画係(5) └ 維持工務係(7) 	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 管理係(4) └ 建設係(4) └ 維持係(4) 																											
H26.4 企業局 設立時	企業局(25名 ほか臨1・嘱2)																												
	企業管理者⇒企業局長																												
	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 総務課長 (局長が兼務) └ 建設課長 	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 総務係(3) └ 政策企画係(5) └ 上水道建設係(4) └ 下水道建設係(4) └ 維持管理係(7) 																											
H28.4 包括委 託開始 から	企業局(18名)																												
	企業管理者⇒企業局長																												
	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 総務課長 (局長が兼務) └ 建設課長 	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 総務係(3) └ 政策企画係(3) └ 下水道建設係(4) └ 維持管理係(5) 																											

II 民間活力の活用等

民間活用の状況	<p>ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)</p>	<p>○浄化センター及び市内3箇所の雨水ポンプ場の運転管理において、令和4年度からの委託契約更新にあたり、委託料に含む修繕費の額を年間3千万円に拡大した包括委託(5年間)を行っている。</p> <p>また、桜山・八幡台浄化センターの運転管理委託を実施中。</p> <p>○桜山浄化センターについては、施設の適正化に伴い、中継ポンプ場に変更し、令和6年度までに廃止予定としているところである。</p> <p>○下水道使用料の賦課徴収業務、排水設備受付・検査業務は、水道事業(平成28年度以降包括的民間委託を実施中)に委託している。</p>
	<p>イ 指定管理者制度</p>	<p>該当なし</p>
	<p>ウ PPP・PFI</p>	<p>該当なし</p>
資産活用の状況	<p>ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4</p>	<p>該当なし</p>
	<p>イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5</p>	<p>○大島浄化センターの下水処理施設敷地内の未利用箇所を市民団体に無償貸与し、バラ園として整備していただいている。又バラ園を市民に無料開放することで、下水処理施設や下水道事業のイメージアップを図り、下水道事業への親しみと理解を増進する効果を期待している。</p>

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

Ⅲ 経営比較分析表等を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

【令和10年度までの経営上の課題】

単年度収支は黒字にて推移し、「経常収支比率」は100%を超えているが、「流動比率」が100%を下回っており、類似団体と比較して低い水準となっている。主な流動資産である現金預金が少ないため、短期債務に対する支払能力が不足し、資金繰りが非常に厳しい状況にあることが挙げられる。また、使用料収入の基である「水洗化率」が、類似団体と比べ低い水準となっていることから、未水洗化世帯への水洗化促進及び啓発を継続的に行うことで、有収水量及び使用料の確保に努める必要がある。

当年度純利益の額も年々減少し、内部留保資金を確保できなくなる状況も予測されることから、収支計画と決算を比較することにより計画と現状の乖離を把握するとともに、健全経営維持のために今期経営戦略期間の後半には資産維持費を考慮した適正な料金設定について使用料改定の必要性を検証・検討することが必要と考えられる。

※ 別紙「令和3年度決算 経営比較分析表」を添付

（2） 将来の事業環境

【前提条件】

※Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのデータで使用している平均値は、原則として平成28年度から令和4年度の7カ年分のデータの平均値を用いている。ただし、それ以外のものに関しては、その旨注記している。

対象年度		第6次荒尾市総合計画								実績値	推計値
		R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
年度末総人口(推計)	A	51,910	51,321	50,622	50,052	49,472	48,900	48,333	47,774	47,220	46,674
6総予測人口	B	52,300	52,000	51,700	51,400	51,100	50,800	50,500	50,200	49,900	49,600
年度末世帯数	B'	24,156	24,181	23,995	23,980	23,952	23,924	23,897	23,869	23,841	23,814
Bの水洗便所設置済人口(6総)	D'	33,403	33,011	32,424	32,136	32,783	32,590	32,398	32,206	32,013	31,821
(D/A)普及率	E	64.35%	64.32%	64.05%	64.21%	64.15%	64.15%	64.15%	64.15%	64.15%	64.15%
年間有収水量:千㎡	F	3,988	3,961	3,897	3,802	3,816	3,772	3,728	3,685	3,642	3,600
Bの年間有収水量(6総):千㎡	F'	3,988	3,961	3,897	3,802	3,942	3,919	3,895	3,872	3,849	3,826
使用料単価	H	186.41	188.26	188.70	188.69	190.57	192.48	194.41	196.35	198.32	200.30
下水道使用料:千円	K	743,316	745,676	735,318	717,354	719,541	718,447	725,982	731,521	728,821	726,969
(F/N)一日有収水量㎡	T	10.90	10.85	10.68	10.42	10.43	10.33	10.21	10.10	9.95	9.86
処理区域内人口	U	37,202	36,632	35,931	35,377	36,541	36,326	36,111	35,897	35,682	35,468
(U/A)比率	V	71.67%	71.38%	70.98%	70.68%	71.51%	71.51%	71.51%	71.51%	71.51%	71.51%

※年度末総人口Aの推計方法：B:N-1/Nの直近6年平均前年比人口減少率(-1.16%)とAのR4実績値を乗じてR5年度を推計し、以下前年度の推計値に同様の試算をして推計した。

※荒6総予測人口Bの推計方法：荒尾市第6次総合計画の推計が、「R2=R12」で「52,000人=49,000人」なので、毎年300人減の減少率として推計した。

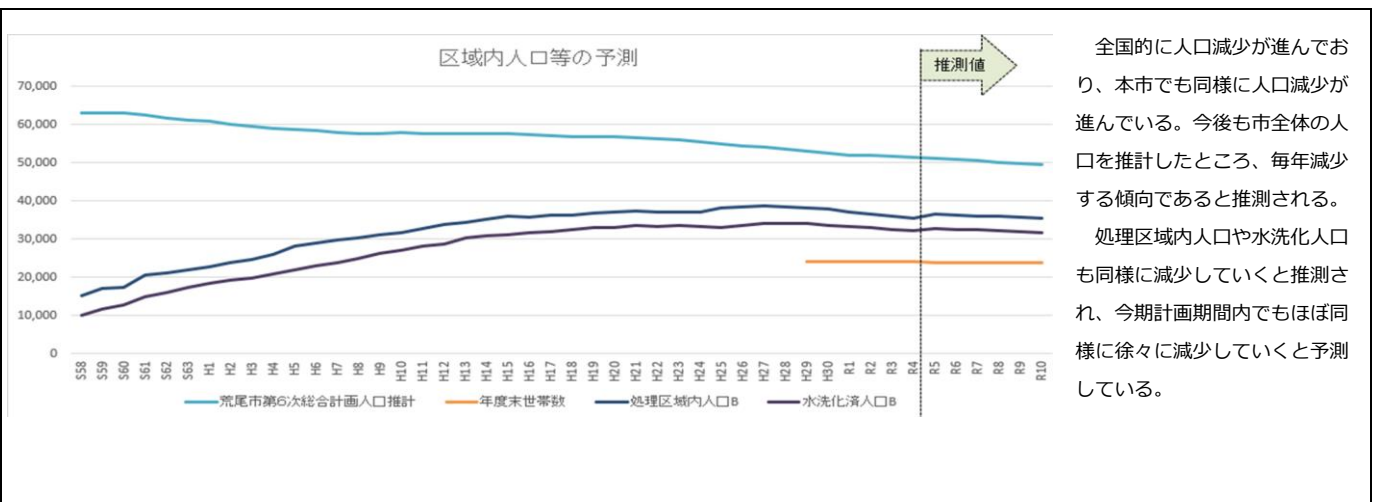
※水洗便所設置済人口D'の推計方法：Eの直近7年平均比(64.15%)とBを乗じて推計。

※年間有収水量Fの推計方法：Gの直近7年平均比(120.24㎡)とD'を乗じて推計。

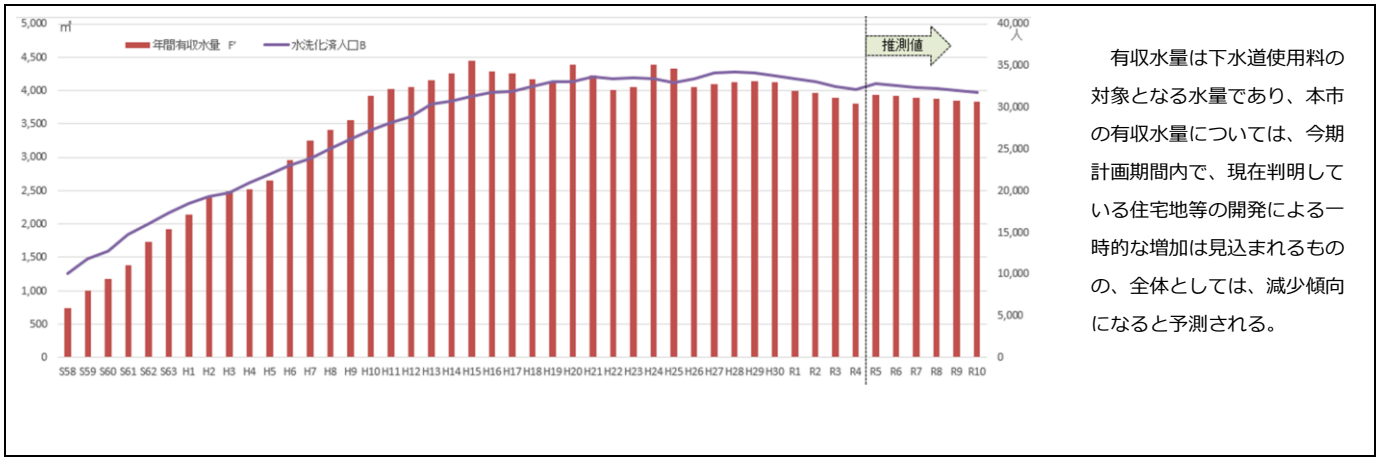
※下水道使用料Kの推計方法：推計した年間有収水量F'に、推計した使用料単価Hを乗じて推計したものをベースに、A、B'、現状判明している住宅地・大型小売店・ホテル等の開発による増加見込み等を勘案して推計。

※処理区域内人口Uの推計方法：令和5年度以降は(U/A)値の直近7年平均比率(71.51%)とBの推計値を乗じて推計。

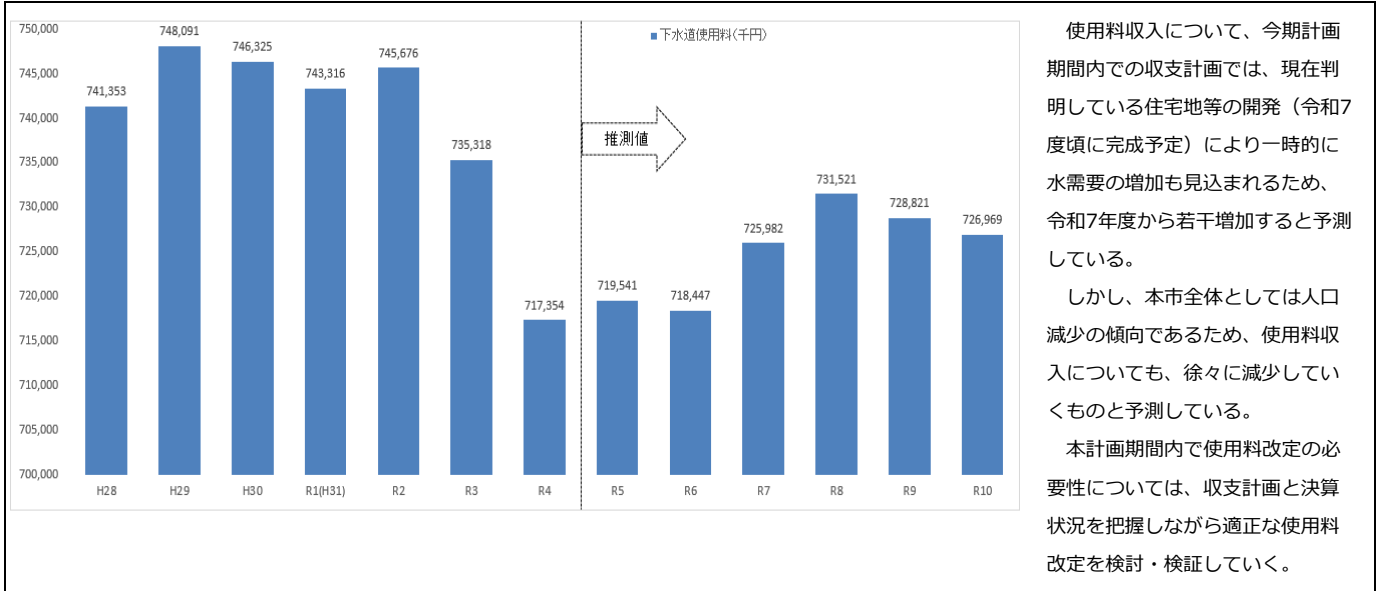
Ⅰ 処理区域内人口の予測



II 有収水量の予測



III 使用料収入の見通し



IV 施設の見通し

【汚水】

○汚水管渠布設は、令和7年度には、区域拡大を伴う新規の管路布設工事は完了する予定であり、今後は、施設点検や修繕等維持管理に重点を置き必要に応じ更新計画等検討を行う。

○汚水処理施設については、老朽化した施設が多く、施設ごとのストックマネジメントを策定し、計画的かつ効率的に改築更新及び耐震化工事を実施していく。また、桜山浄水センターは施設最適化により中継ポンプ場へ改造を行っていく。

【今後の主な汚水に係る改築更新等の予定工事】

- ・大島浄化センター中央監視改築工事
- ・大島浄化センター汚泥棟耐震化・改築更新工事
- ・桜山浄化センター中継ポンプ場改造工事
- ・桜山浄化センター施設撤去工事

【雨水】

○雨水処理に関して、令和4年度～令和18年度で、総投資額77億5300万円の公共下水道浸水対策事業を実施する。

【今後の主な雨水に係る改築更新等の予定工事】

- ・併設雨水ポンプ場耐震化・改築更新工事
- ・西原雨水ポンプ場電気設備改築更新工事
- ・浸水対策バイパス管工事

V 組織の見通し

組織の見通しに関しては、対象年度内に現在の状況と変更はないと見込んでいる。

(3) 経営の基本方針

【汚水処理等に関して】

下水道は快適な生活や良好な水環境の創造など安全・安心を支える重要なライフラインであり、一時も止めることのできない持続的な事業である。有明海の水質保全や漁業への配慮など本市独自の立地環境や経営環境の変化に適切に対応し、公営企業の健全な経営に努め、持続的・安定的な下水道サービスを提供していくことを基本方針とし、荒尾市下水道事業経営戦略を策定する。

本市下水道事業は、人口減少や節水型社会の進展に伴う水需要の減少により、主たる財源である下水道使用料は減少傾向にあり、今後の経営に影響を及ぼすことが予測される。そのため、処理施設の最適化や処理場運転管理委託範囲の再構築を実施し、経費削減に努めてきた。

令和4年度末での下水道普及率は70.7%で、普及率向上のための整備面積拡大は終盤となり、今後はストックマネジメントに基づき計画的かつ効率的に維持修繕・改築など老朽化した施設の更新や耐震化計画に努める。

【豪雨による浸水対策に関して】

本市において、令和2年7月豪雨による浸水被害が多発したことを受け、被害の集中した市内北西部において、当時の浸水シミュレーションを実施し、その対策案をまとめた。これに基づき令和4年度後期から令和18年度にかけ「公共下水道浸水対策事業」を実施する。

また、今回着手した地域以外についても、関係部署と協議を行い、調査を進め検討を行っていく。

【使用料に関して】

令和5年度に実施した経営戦略の中間見直しにおいて、経常収支比率については100%以上の予測であり、経費回収率についても100%で推移する見込みであり、今のところは今計画期間内での使用料改定の必要性はないものと判断している。

しかしながら、人口減少等による水需要の減少による使用料収入が減少傾向であるため、少なくとも今後5年ごとに経営戦略を見直す際に、利用者負担を最小限に抑えることを基本とし、適切な使用料改定の必要性を検証することとする。

なお、今計画期間内でも決算等の状況を見ながら、資金繰りの状況によっては使用料金改定の必要性について検証を実施する。

また、下水道使用料収入の確保に向け、未水洗化世帯への水洗化促進及び啓発を継続的に実施し、使用料金収入の確保に努める。

下水道事業経営の予測

単位：%

	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (予測)	令和6年度 (予測)	令和7年度 (予測)	令和8年度 (予測)	令和9年度 (予測)	令和10年度 (予測)
経常収支比率	111.6	111.5	105.4	105.7	103.9	103.6	104.4	103.8	101.3	100.1
経費回収率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水洗化率(目標値)	89.8	90.1	90.2	90.8	91.0	91.2	91.4	91.6	91.7	91.8
経営戦略見直し スケジュール	経営戦略策定				中間見直し	(必要に応じて) 使用料改定の必要性の検証				次期経営戦略策定 (R11年度～)

(4) 投資・財政計画(収支計画)

I 投資・財政計画(収支計画)

別紙 様式第2号(法適用企業・収益的収支)及び様式第2号(法適用企業・資本的収支) = 「投資・財政計画(収支計画)」を添付

(単位/千円)

年 度	4年度 (決算)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
建設改良費(見込)	715,333	1,103,360	766,200	1,022,000	870,000	1,154,500	1,614,000
うち汚水処理設備	658,053	722,360	210,000	383,000	548,500	1,058,000	509,000
うち雨水処理設備	57,280	381,000	556,200	639,000	321,500	96,500	1,105,000
うち職員給与費	13,364	16,069	16,310	16,555	16,803	17,055	17,311

II 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>【汚水】</p> <p>○本市の「下水道事業ストックマネジメント」に基づき、国庫補助金を活用しながら施設更新を実施する。また、今後、汚水管渠の老朽化に備え、更新時期を見極めるための管路の点検を進める。その費用を捻出するために、小規模の浄化センターを廃止し維持管理費の削減に努める。汚水分として令和5年度から令和10年度まで約34億3千万円を投資予定している。</p> <p>【雨水】</p> <p>○令和4年度から令和18年度の15年間で、市西北部の市街地浸水対策として、施設整備投資77億5300万円超が行われる見込みである。うち令和4年度から令和10年度までの7年間で約31億5千万円を投資予定である。</p>
-----	--

投資の内容等

<p>【汚水】</p> <p>○「桜山処理区を大島処理区へ吸収統合」：接続管の布設。 「桜山浄水センターを中継ポンプ場へ改造」：廃止設備の解体。中継ポンプ場の設計・施工。</p> <p>【雨水】</p> <p>○市西北部の市街地浸水対策：雨水ポンプ場の新設2カ所、7000m³の貯水力があるバイパス管の埋設、ポンプ設置1カ所、調整池新設1カ所、管継ぎ替え1カ所、その他雨水管及び側溝の改修工事。以上の計画の基本設計・詳細設計等の委託。</p>
--

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>○使用料については、市全体の人口減少が予測されるため、今期計画期間内において資金繰りの状況を見極めながら、必要に応じ適正な使用料改定を検証し、経営安定化を目指す。</p> <p>○最大限の国庫補助金の活用と企業債の計画的な借入れにより財源確保に努める。</p> <p>○今後、雨水事業として大規模な浸水対策事業を行うため、「汚水私費、雨水公費」の原則の下、国の基準に沿った一般会計繰入金の繰り入れを行う。</p>
-----	---

財源の積算の考え方等

<p>○使用料収入に関する事項</p> <p>使用料収入については、現在判明している住宅地・大型小売店等の開発による一時的な若干の増加は見込まれるものの、全体としては、減少傾向であると予測される。本計画期間内においても収支計画と決算を比較し、必要に応じて下水道使用料改定の必要性の検証を行う。</p> <p>○国庫補助金・企業債に関する事項</p> <p>資本的収支の投資的経費に関しては、最大限の国庫補助金の活用と企業債の計画的な借入れと償還により財源確保に努める。管渠工事においては、企業債の充当率は100%とし、市条例に基づき徴収している受益者負担金分を控除した額を借入額としている。</p> <p>○一般会計繰入金に関する事項</p> <p>公営企業の原則に従い独立採算を基本とし、国が示す繰り出し基準に沿った繰り入れを行っていく。</p> <p>○浸水対策事業に関する財源計画の内訳は以下のとおり。</p>									
<p>荒尾市浸水対策事業投資スケジュール（予定）</p>									
	年度	4	5	6	7	8	9	10	(単位/百万円)
投資額	建設改良費	53.70	381.00	556.20	639.00	321.00	96.50	1,105.00	3,152.40
	国庫補助金	9.35	185.50	190.50	257.00	156.00	44.00	334.00	1,176.35
財源内訳	起債	0.00	188.50	254.10	357.00	156.50	44.00	771.00	1,771.10
	繰入金	9.35	7.00	11.60	25.00	8.50	8.50	0.00	69.95
	その他	35.00	0.00	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	135.00

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費の積算の考え方等

<p>令和2年度及び3年度の修繕費が大きく増加しているのは、令和2年7月豪雨の経験を踏まえ、浄化センターや雨水ポンプ場施設の浸水防除を強化したことにより一時的に増加したのが理由であるが、施設の老朽化に対応する修繕費の考え方において、安全の確保とともに長期的視点でコスト削減となる長寿命化を考慮し、これまでの事後的修繕から予防的修繕に切り替えている。</p> <p>その他の経費については、外的環境として電気・ガスを始めとするエネルギー類の高騰が及ぼす物価の上昇によって年々営業費用は増加していくことが推察される。これらの経費については、費用対効果のより高い方法を探求する。</p>
--

Ⅲ 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての検討状況等

広域化・共同化・最適化に関する事項	<p>老朽化の進む桜山浄化センターの処理機能を廃止し、汚水中継ポンプ場へ改造、大島浄化センターへ接続することにより施設の最適化を実施中である。（令和6年度廃止予定）</p> <p>近隣下水道事業者との広域化や共同化、最適化については、長期的な視点から他事業者が進める事業統合・経営統合・施設統合などの事例を注視するとともに、熊本県と連携し調査・検討を行っていく。</p>
-------------------	---

投資の平準化に関する事項	浄化センターや雨水ポンプ場などは、ストックマネジメント策定が終了し、今後それに続く施設再構築についても検討を行う。その中で現在の下水道事業全体計画と浄水施設の適切な整備について見直すとともに、減価償却費の過剰な増加を招かないよう留意した投資の平準化を計画していく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	令和4年度からの委託契約更新にあたり、委託料に含める修繕費の額を年間3千万円(事後的修繕から予防的修繕)に拡大した包括委託(5年間)を実施した。運転管理業務・保守点検業務・修繕業務等を一括して委託しており、維持管理費の削減を実施している。(試算の結果、年間委託料で約300万円の削減。) 污水管路の点検を進め、本格的な更新が必要な時期を見極めるとともに、国の推進するPPP/PFI手法の検討を進める。
その他の取組	将来的に、費用対効果の面から小規模処理施設の無人化、遠隔監視へとDXを活用した改修を検討する。(令和6年度から令和8年度頃まで)

② 今後の財源についての検討状況等

使用料の見直しに関する事項	供用開始から40年以上経過し老朽化した施設の更新費用は多額であるが、永続的に持続させなければならない事業であるため、収益的収支において黒字を確保した上で、内部留保資金として現金を蓄える必要がある。 現在の料金設定は、法適用前の特別会計時に設定したものであり、資産維持費を考慮しているものではないため、見直しを検討する時期にきている。 今後の財政状況を注視するとともに、本計画期間中の次期の経営戦略策定時に適正な使用料金設定について検証を実施する。
資産活用による収入増加の取組について	予定はなし。
その他の取組	下水道使用料収入確保に向けた水洗化促進など、未水洗化世帯への水洗化促進及び啓発を継続的に実施し、料金収入の確保に努める。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	污水管路の点検を進め、本格的な更新が必要な時期を見極めるとともに、国の推進するPPP/PFI手法の検討を進める。
職員給与費に関する事項	市長部局の制度に準じて運用する。
動力費に関する事項	動力費は包括委託契約に変動費として含めている。 電力供給事業者の選定は、市の方針に合わせSDGsを考慮し、地域の太陽光発電業者を優先したものとしている。
薬品費に関する事項	包括委託契約に固定費として含めている。
修繕費に関する事項	令和4年度より包括委託契約に含める修繕費の額を500万円から3,000万円に拡大。
委託費に関する事項	技術の継承を主眼とし、包括的民間委託再構築等のさらなる検討を進める。
その他の取組	広域的自然災害は下水道事業単独で被災することは少ないため、企業局所管である水道事業とあわせ、最低限の機能維持と最短の時間で応急復旧を行うBCP(事業継続計画)を策定している。また、様々な被災を想定した訓練を毎年実施している。

(5) 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本計画は10年の期間を設けて策定しており、今回は中間見直し(フォローアップ)に関する公表である。5年後(令和11年度)には次期を対象とした経営戦略を策定し公表する必要がある。その中で今回の経営戦略に関する振り返りや使用料金改定の必要性などの検証を行い、次の経営戦略に反映させていく。(使用料金改定の必要性については、経営戦略にあわせ、5年ごとに検証する。)
---------------------	--

経営比較分析表（令和3年度決算）

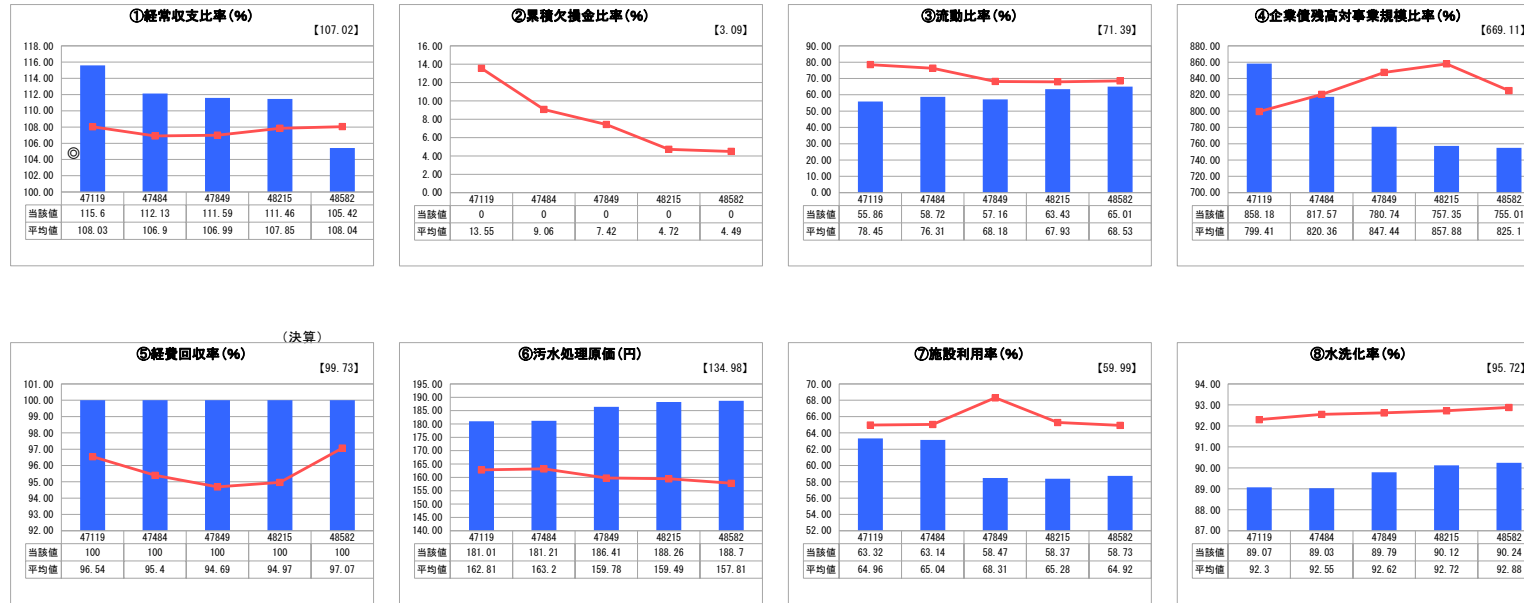
熊本県 荒尾市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bd1	自治体職員
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	53.72	70.98	85.27	3,630

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
50,976	57.37	888.55
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
35,931	11.26	3,191.03

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

半年度収支は黒字で推移し、「経常収支比率」は100%を超えている。しかし「流動比率」は100%を下回っており、類似団体と比較しても低い水準となっている。

企業債償還金が多額であることに加え、主な流動資産である現金預金が少ないため、1年以内に支払わなければならない負債を賸えておらず、資金繰りが大変厳しい状況である。

今後は、支払い能力を高めるための経営基盤強化に努めていく必要がある。費用対効果を十分に考慮したうえで下水道面整備を行い、地方債計画を盛り込んだ整備計画を策定する。また、使用料収入の基である「水洗化率」が、90.24%と類似団体に比べて低い水準となっていることから、未水洗化世帯への水洗化の促進及び啓発を継続的に行うことで、有収量及び使用料収入の確保に努める。

「施設利用率」については、類似団体と比較して低い水準となっている。汚水処理量の減少に伴い、晴天時一日平均処理量が減少したことが要因と考えられる。

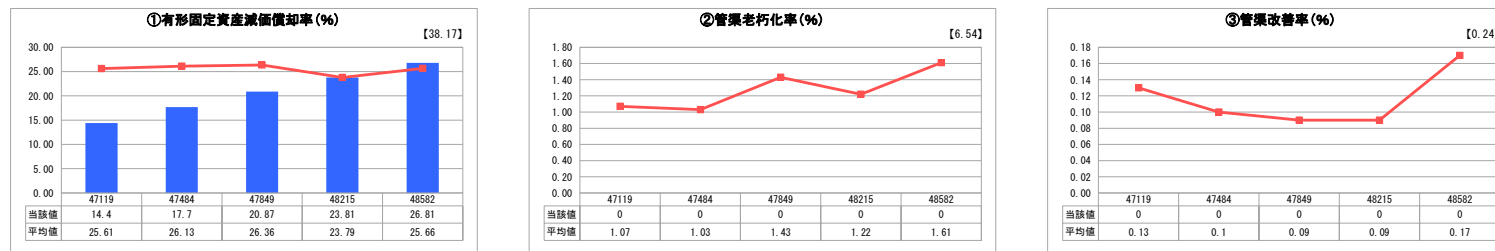
桜山処理区と大島処理区との統合及び供用開始に向けて統合工事の推進を行い、施設の改築更新費や維持管理等のコスト縮減を図る。

2. 老朽化の状況について

「有形固定資産減価償却率」は類似団体と比較してやや高い水準となっている。汚水処理施設及び雨水ポンプ場施設の機械・電気設備において、耐用年数を経過したものがある。

施設全体の健全度や重要度を考慮した点検やストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効果的に維持修繕・改築などを行っていく。

2. 老朽化の状況



全体総括

今後は建設から維持管理へ移行するため、経年劣化の進む下水道施設の改築更新費用や、その財源となる企業債償還金が増加する見込みである。また、維持管理委託費等の固定的経費も増加傾向にある。

本市の公共下水道事業は、現時点においては黒字を計上しているが、人口減少・節水傾向に伴う使用料収入の減少や施設の維持管理及び改築更新に要する経費の増大により、経営を取り巻く環境はますます厳しくなっていくことが予測される。このような状況においても事業を継続していくために、ストックマネジメント計画に基づいた施設の維持管理及び改築更新を行い経費削減に努めるなど、中長期的展開に立った経営基盤の強化に取り組む必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	271,000	257,000	336,200	347,000	422,500	625,265	354,100	543,500	425,700	578,200	1,011,500
	うち 資本費平準化債	40,700	37,300	19,700								
	2. 他 会 計 出 資 金											
	3. 他 会 計 補 助 金	54,473	53,991	53,669	107,812	60,615	95,728	101,854	80,318	63,818	47,918	47,918
	4. 他 会 計 負 担 金											
	5. 他 会 計 借 入 金											
	6. 国(都道府県)補助金	127,400	128,991	121,313	149,632	287,168	459,095	290,500	443,500	425,750	557,750	597,500
	7. 固定資産売却代金											
	8. 工 事 負 担 金	19,694	9,795	8,793	10,857	13,099	12,000	10,000	10,000	10,000	9,000	9,000
	9. そ の 他	16,800										
	計 (A)	489,367	449,777	519,975	615,301	783,382	1,192,088	756,454	1,077,318	925,268	1,192,868	1,665,918
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純 計 (A)-(B) (C)	489,367	449,777	519,975	615,301	783,382	1,192,088	756,454	1,077,318	925,268	1,192,868	1,665,918
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	413,011	362,274	444,369	554,420	715,333	1,103,360	766,200	1,022,000	870,000	1,154,500
うち 職員給与費		15,197	15,565	15,803	16,221	13,364	16,069	16,310	16,555	16,803	17,055	17,276
2. 企 業 債 償 還 金		575,726	561,493	549,788	531,972	515,029	505,557	496,564	476,202	447,019	405,197	382,492
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. そ の 他												
計 (D)	988,737	923,767	994,157	1,086,392	1,230,362	1,608,917	1,262,764	1,498,202	1,317,019	1,559,697	1,996,492	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	499,370	473,990	474,182	471,091	446,980	416,829	506,310	420,884	391,751	366,829	330,574	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	328,767	322,627	331,727	330,813	342,465	332,716	330,233	325,860	338,151	341,829	305,574
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	155,767	136,641	117,613	113,053	70,687	59,113	151,077	70,024	28,600		
	3. 繰 越 工 事 資 金											
	4. そ の 他	14,836	14,722	24,842	27,225	33,828	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
計 (F)	499,370	473,990	474,182	471,091	446,980	416,829	506,310	420,884	391,751	366,829	330,574	
補填財源不足額 (E)-(F)												
積 立 金	146,840	138,123	140,522	76,037								
積 立 金 計	185,288	186,770	209,679	172,662	101,975	92,862	98,349	82,930	113,138	113,138	113,138	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)												
企 業 債 残 高 (H)	7,063,914	6,759,420	6,545,932	6,360,861	6,268,332	6,438,062	6,519,626	6,510,106	6,288,230	6,106,597	6,106,598	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)
収 益 の 収 支 分		305,634	297,333	303,425	358,691	330,867	283,839	280,803	273,816	262,004	242,460	235,370
	うち 基準内繰入金	197,165	185,081	193,115	265,426	296,998	255,455	252,722	246,434	235,804	218,214	211,833
	うち 基準外繰入金	108,469	112,252	110,310	93,265	33,869	28,384	28,081	27,382	26,200	24,246	23,537
資 本 的 収 支 分		54,473	53,991	53,669	107,812	111,880	95,728	101,654	80,318	63,818	47,918	47,918
	うち 基準内繰入金	54,473	53,991	53,669	52,512	60,615	88,728	90,054	55,318	55,318	47,918	47,918
	うち 基準外繰入金				55,300	51,265	7,000	11,600	25,000	8,500		
合 計	360,107	351,324	357,094	466,503	442,747	379,567	382,457	354,134	325,822	290,378	283,288	